**学　術　指　導　契　約　書**

　○○○（以下、「甲」という。）と国立大学法人山形大学（以下、「乙」という。）は、以下の契約項目表に掲げる学術指導（以下、「本学術指導」という。）の実行に関し、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

**（****契約項目表）**

|  |  |
| --- | --- |
| １．学術指導題目 | ○○○ |
| ２．学術指導の目的及び内容 | ○○○ |
| ３．学術指導の場所 | 国立大学法人山形大学　〇〇キャンパス（山形県○○市） |
| ４．学術指導期間 | ２０○○年○○月○○日　から　２０○○年○○月○○日　まで |
| ５．指導担当者 | 氏名 | 所属・職名 |
| ○○○ | 学術研究院（○○学部担当）・○○ |
| ６．学術指導料 | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
| ○○○円 | ○○○円(うち戦略的産学連携経費　　円) | ○○○円(うち消費税額及び地方消費税額(10%)　　　　　円) |
| ☐　乙から本学術指導に要する経費の説明を受け、直接経費から、乙、〇〇〇〇の人件費を支出することを甲が承諾する場合に✓を付すこと。（PI人件費支出制度を適用する場合） |
| ７．特記事項 | ○○○ |

**（学術指導題目、目的・内容及び実行場所）**

第１条　乙は、契約項目表１、契約項目表２及び契約項目表３に掲げる学術指導を実行するものとする。

**（学術指導期間）**

第２条　本学術指導の学術指導期間は、契約項目表４に掲げる期間とする。

**（学術指導の終了）**

第３条　本学術指導は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

一　前条に掲げる学術指導期間が満了した場合

二　第８条により、本学術指導を中止した場合

三　第１５条により、本契約を解除した場合

四　甲及び乙が本学術指導の終了を合意した場合

**（学術指導に従事させる者）**

第４条　乙は、契約項目表５に掲げる者を学術指導担当者として本学術指導に従事させるものとする。

**（学術指導料の負担及び支払い）**

第５条　甲は、学術指導料（直接経費及び間接経費を合計した費用をいう。以下、同じ。）として、契約項目表６に掲げる金額を負担するものとする。

２　乙が本学術指導を行うために要する交通費、宿泊費等の経費は、全て前項の対価に含まれ

　るものとする。

３　甲は、前項の学術指導料を乙の発する請求書に基づき、当該請求書の発行日の翌日から３０日以内に支払うものとする。

４　甲は、所定の支払期限までに学術指導料を支払わない場合、支払期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年３％の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

５乙は、第９条第１項及び第１５条第５項に掲げる場合を除き、支払われた学術指導料について返還を要しないものとする。

**（経理）**

第６条　前条の学術指導料の経理は乙が行う。

**（学術指導料により取得した設備等の帰属）**

第７条　第５条の学術指導料により取得した設備等は、乙に帰属するものとする。

**（学術指導の中止又は学術指導期間の延長）**

第８条　天災その他やむを得ない事由があるときは、甲及び乙は、協議により本学術指導を中止又は本学術指導の学術指導期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙はその責を負わないものとする。

**（学術指導の中止又は学術指導期間の延長に伴う学術指導料の取扱い）**

第９条　前条により本学術指導を中止した場合において、第５条第３項により支払われた直接経費に不用が生じたときは、甲は乙に対し、当該直接経費の不用分の返還を請求することができる。

２　前条により本学術指導の期間を延長した場合において、第５条第３項により支払われた学術指導料に不足が生じるおそれがある場合は、甲及び乙は、当該学術指導料の不足分の追加負担について協議するものとする。

**（提供を受けた情報及び有体物の秘密保持）**

第１０条　甲及び乙は、秘密である旨の表示とともに相手方より提供を受けた情報及び有体物、並びに口頭で開示され当該開示から３０日以内に秘密とすべき内容の通知を書面で受けた情報（以下、併せて「秘密情報等」という。）について、相手方の事前の同意なしに学術指導担当者以外の第三者へ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、本契約において秘密情報等として取り扱わないものとする。

一　提供を受けた際、既に自らが保有していたもの

二　提供を受けた際、既に不特定の者に知られうる状態にある情報

三　提供を受けた後、自らの責めによらずに不特定の者に知られうる状態となった情報

四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したもの

２　甲及び乙は、相手方より提供を受けた秘密情報等を本学術指導の目的以外に使用してはならない。

３　前２項にかかわらず、甲又は乙が、日本国、または日本国に事務を委託された者（以下、併せて「配分機関」という。）が公募の上で採択して支給する研究費（以下、「競争的研究費」という。）への応募に必要な情報として、秘密情報等を当該競争的研究費の配分機関に開示する場合、相手方の事前の同意を要しないものとする。

４　甲及び乙は、相手方より提供を受けた秘密情報等について、当該秘密情報等の返還又は廃棄の要請があった場合、速やかにそれに応じるものとする。また、秘密情報等が有体物でない場合は、当該秘密情報等が記録された記録媒体からの削除又は当該記録媒体の返還若しくは廃棄を以て当該秘密情報等の返還又は廃棄に代えることができるものとする。

５　前４項の有効期間は、本学術指導の開始の日から、本学術指導の終了の日の翌日から起算して３年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長又は短縮することができるものとする。

**（学術指導により開示された情報等の公表）**

第１１条　甲は、本学術指導により乙から開示された情報等の公表を希望するときは、事前に公表の目的及び内容等について乙へ通知し、乙と当該公表の可否について協議するものとする。公表を行うにあたっては、前条による秘密保持義務を遵守するものとする。

２　本学術指導に基づく乙から甲への情報の開示は、明示黙示を問わず、当該情報に含まれる特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウ、その他の知的財産権についての使用権、実施権若しくはライセンスの許諾若しくは設定又は譲渡を意味するものではない。

**（学術指導により開示された情報に基づいて得られた発明等の取扱い）**

第１２条　甲は、本学術指導により乙から開示された情報等に基づいて発明等（特許法が規定する特許権の対象となるものについては発明、実用新案法が規定する実用新案権の対象となるものについては考案、意匠法が規定する意匠権の対象となるものについては意匠、半導体集積回路の回路配置に関する法律が規定する回路配置利用権の対象となるものについては回路配置及び種苗法が規定する育成者権の対象となるものについては品種をいう。以下同じ。）を生じたときは、速やかに乙に通報し、当該発明等の特許を受ける権利等（特許法が規定する特許を受ける権利、実用新案法が規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法が規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律が規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法が規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利をいう。）の帰属について確認するものとする。

**（反社会的勢力の排除）**

第１３条　甲及び乙は、相手方に対し、本契約の締結時点において、自己及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ本契約期間中該当しないことを保証する。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第２条第２号に定義される暴力団、暴対法第２条第６号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいう。

２　甲及び乙は、本契約の履行に関連して自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを、相手方に対し保証する。

一　暴力的な要求行為

ニ　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

**（輸出管理）**

第１４条　甲及び乙は、本契約の履行に際し、外国為替及び外国貿易法及びこれに関連する法令を遵守するものとする。

**（契約の解除）**

第１５条　乙は、次の各号に該当する場合は、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　甲が学術指導料を所定の期限までに支払わない場合

二　甲が第１３条の表明及び保証に違反した場合

三　自らの本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合

２　甲は、次の各号に該当する場合は、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　乙が第１３条の表明及び保証に違反した場合

二　自らの本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合

３　甲及び乙は、第１項各号及び前項各号に掲記された以外の相手方による本契約の違反を発見したときは、書面により当該違反の是正を求めることができる。当該書面を送達した翌日から起算し７日以内に相手方の当該違反が是正されない場合、相手方に対し何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

４　甲及び乙は、本条により本契約を解除した場合、相手方に対して何らの損害賠償責任を負わないものとする。

５　甲が第２項により本契約を解除した場合、解除した日の翌日から起算して３０日以内に、甲は乙に対し、既に支払った学術指導料の返還を請求することができる。

**（免責）**

第１６条　乙は、本学術指導に基づく商品の販売、役務の提供その他甲の事業活動の結果について、何ら保証せず、また、当該甲の事業活動に起因する損害について、一切責任を負わないものとする。

**（本契約の有効期間）**

第１７条　本契約の有効期間は、本学術指導の学術指導期間とする。

２　本契約の失効又は解除後も、第５条、第９条、第１０条、第１１条、第１２条、第１４条、第１６条、本条、第１８条、第１９条及び第２０条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続するものとする。

**（裁判管轄）**

第１８条　本契約に関する訴えは、被告の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属するものとする。

**（準拠法）**

第１９条　本契約の準拠法は、日本法とする。

**（協議）**

第２０条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙それぞれ１通を保管するものとする。

２０○○年○○月○○日

（甲）(住所)

(法人の場合、法人の名称)

(契約締結の権限を有する方の職名・氏名)　　　　印

（乙）(本契約において契約権限を有する者)

山形県○○

国立大学法人山形大学

○○キャンパス長　　　○　○　○　○　　　　印